

「第44回奈良県芸術祭ポスター・リーフレット作成業務」委託について、次のとおり企画提案書の提案者を募集しますので公告します。

平成25年5月23日

奈良県知事 荒井正吾

1 事業の内容

- (1) 業務名 「第44回奈良県芸術祭ポスター・リーフレット作成業務」委託
- (2) 業務の目的
奈良県芸術祭の開催を広く県民に周知するとともに、関心のある催し物について、直接各施設に足を運んでいただくことにより、県内の芸術文化の振興に資する。
- (3) 業務の内容
第44回奈良県芸術祭ポスター・リーフレットの作成、印刷、インターネット用ウェブページ作成、及びバナーの作成
- (4) 委託上限額
1,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (5) 委託期間
契約締結の日から平成25年8月31日
- (6) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
奈良県地域振興部文化振興課
住所 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁4F
電話 0742-27-8478
- (7) 説明会の開催
日時：平成25年6月5日（水） 14時00分～15時00分
場所：奈良県庁5階 第1会議室
※説明会の参加を希望する場合、平成25年6月3日（月）17時までに「事前説明会参加申込書」（募集要領 様式4）により申し込んでください。

2 提案資格等

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成25年5月23日（木）から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 平成25年5月23日（木）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て

て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。

- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）であること。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記（7）及び（8）、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 奈良県競争入札参加有資格者名簿に登録されており、営業種目が A-1：印刷類、Q-5：広告・イベント業務のいずれかであること。（但し、提案書提出時点において登録が認められていれば可とします。）
- (13) 過去 10 年以内において、本件業務と同程度の業務を実施した実績を有する者であること。なお、「過去 10 年以内」とは、平成 15 年 4 月 1 日以降に契約締結し、平成 25 年 3 月 31 日までに完了した業務とします。

3 契約解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができます。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- 1 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

3 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してしているとき。

4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

7 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

8 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

4 公募手続の日程

手続等	期間・期日・期限	場所
募集要領の交付	平成25年5月23日 (木)～6月21日(金) 17時まで	奈良県地域振興部文化振興課 http://www.pref.nara.jp/1642.htm に掲載又は文化振興課で交付
提案書に関する質問の受付期間(募集要領 様式3)	平成25年5月24日 (金)～6月11日(火) 15時まで	奈良県地域振興部文化振興課 TEL:0742-27-8478 FAX:0742-27-8481 E-mail:bunka-naraken@mahoroba.ne.jp
説明会への参加申し込み (募集要領 様式4)	平成25年5月23日 (木)～6月3日(月) 17時まで	奈良県地域振興部文化振興課 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8478 FAX:0742-27-8481 E-mail:bunka-naraken@mahoroba.ne.jp
事前説明会の開催	平成25年6月5日(水) 14時00分～	奈良県庁5階 第1会議室 奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8478
参加意向申出書の受付 (募集要領 様式5－1～3)	平成25年5月23日 (木)～6月21日(金) 17時まで	奈良県地域振興部文化振興課 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8478 FAX:0742-27-8481 E-mail:bunka-naraken@mahoroba.ne.jp
提案書提出期限	(持参の場合) 平成25年6月7日(金) ～6月25日(火)のう	奈良県地域振興部文化振興課 〒630-8501 奈良市登大路町30

	ち平日 9 時～17 時まで (郵送の場合) 6 月 25 日 (火) 17 時 到着分まで受け付けま す	TEL:0742-27-8478
--	---	------------------

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する土日祝日を除く 9 時から 17 時までとする。

5 参加意向申出書

提案書の提出希望者は、必ず「参加意向申出書」（募集要領 様式 5－1～3）を平成 25 年 6 月 21 日（金）17 時までに提出してください。

6 その他

詳細は募集要領によります。募集要領は、奈良県地域振興部文化振興課（奈良県庁 4 階）で配布するほか、奈良県地域振興部文化振興課ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/1642.htm>）からもダウンロードできます。